

情報倶楽部

2022年11月

No. 259

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ インボイス 経過措置期間の延長

Q. インボイスの経過措置期間が延長になって、簡易課税の事後選択が可能になったとか。どうなったのですか？

A. 次のようになりました。

消費税では、簡易課税制度の適用を受ける場合は、原則として、簡易課税制度選択届出書とその適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

ただし、インボイス制度の導入に際して、免税事業者のインボイス発行事業者の登録にかかる経過措置を適用する場合は、課税期間の初日の前日までに提出をしなくても、一定期間内に選択届出書を事後提出すれば、登録日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができるとされました。

この事後提出が認められる一定期間内というのは、これまでは令和5年10月1日の属する課税期間中だったのですが、令和4年の税制改正で、令和11年9月30日の属する課税期間までとなりましたので、令和11年9月30日の属する課税期間まで期中登録することができ、期中にインボイス発行事業者となる場合には、登録開始日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、インボイス発行事業者となった課税期間の初日から簡易課税制度を適用することができます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r04kaisei.pdf>

★ 自宅に設置した太陽光発電の余剰電力の売却

Q. 自宅に設置した太陽光発電による余剰電力を電力会社に売却する場合、消費税はかかりますか？

A. 原則として課税の対象になりません。

余剰電力の買取りは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、太陽光発電による電気が太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を上回る量の発電をした際、その上回る部分が当該施設等に接続されている配電線に逆流し、これを一般送配電事業者等である電力会社が一定期間買い取

ることとされているものです。

消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等であり、個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の譲渡は課税対象となりませんが、反復、継続、独立して行われるものであれば、課税対象となります。

お尋ねは、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた電気のうち、使い切れずに余った場合の余剰電力を電力会社に売却しているものですから、消費者が生活用資産(非事業用資産)の譲渡を行っているものとなりますので、消費税法上の「事業として」の資産の譲渡には該当しません。したがって、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた余剰電力の売却は、課税の対象となりません。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/42.htm>

所 得 税

★ 令和4年の年末調整について

Q. 間もなく年末調整の時期ですが、何か変更になったことはありますか？

A. 次のような点が変更になっています。

令和4年の年末調整についての変更点等は、次のとおりです。

① パンフレット

これまで送付されてきた「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と手引き」「源泉徴収税額表」に代えて年末調整手続きの概要が記載されたリーフレット「令和4年分 年末調整についてのお知らせ」が送付されます。これまで送られてきたパンフレットは、国税庁のホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載されています。

② 令和4年の主な改正事項

1) 給与支払報告書の提出枚数が2枚から1枚になります。

2) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、「令和4年分 給与所得の源泉徴収票」の「未成年者」の欄は、平成17年1月3日以後に生まれた者の場合に「○」を付します。

3) 退職所得の改正

令和4年1月1日から、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、退職所得の金額の計算方法が改正されています。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2022/pdf/89.pdf>

★ 雑所得の明確化

Q. 雑所得の明確化が図られたそうですが、どのようなになったのですか？

A. 国税庁は、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動に係る所得や副業に係る所

得区分の困難さを踏まえ雑所得を次のように3つに区分することとしました。

① 公的年金等に係る雑所得

② 業務に係る雑所得

これまでの「事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの」であったものを改めたもので、不動産の継続的売買による所得に代えて営利を目的として継続的に行う資産の譲渡等から生ずる所得が加えられました。また、事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えないとしました。

③ その他雑所得

公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいい、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得(営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く)を含むとしました。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/01.pdf>

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>

そ の 他

★ 国税庁からのショートメッセージ、メール

Q. 国税庁を装った不審なメールが送られているようですが、どういう点に注意したらいいですか？

A. 次のような点に注意してください。

国税庁(国税局、税務署を含む)からは、ショートメッセージによる案内は送信されておらず、メール案内だけが送信されていますが、案内は、次の3つのケースに限られています。

① 国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録をしている場合

送信元表記は

国税庁<newsdelivery@news.nta.go.jp>

② 国税庁メールマガジン配信サービスの登録をしている場合

送信元表記は

国税庁 <ntamag@news.nta.go.jp>

③ E-Taxの利用にあたり、メールアドレスを登録している場合

送信元表記はe-Tax(国税電子申告・納税システム)<info@e-tax.nta.go.jp>

したがって、ショートメッセージ及び上記以外のメールは、国税庁から送信されたものではありませんので、開封せずに削除するなど、取扱いには十分注意してください。

支払の催促や差押えの予告に関する内容のメールや文面に滞納金などの金額が記載されたメールは送信されることはありません。不審メールですので注意しましょう。また、偽のリンクに誘導するメールにも注意してください。